

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

八街市

2 構造改革特別区域の名称

八街市ワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

八街市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢と気候

八街市（以下、「本市」という。）は、千葉県北部のほぼ中央に位置し、東西に短く約 7.7km、南北に長く約 16km、面積 74.94km²を有している。

東京都心部から 50km 圏内にあり、京葉工業地帯からは 20 km、成田国際空港から 10 km の位置にある。市域の標高は約 14～65m（平均標高約 44m）となっている。北総台地の上 にあり、地盤は固く、標高もあることから、地震と水害に強いまちといわれている。

本市の中心部は市街地を形成し、周囲には平坦な畑作地帯が広がっているほか、南西部及び北部には水田地帯が点在している。市全域の約 6 割が農地や山林で占められており、豊かな自然が守られている。

本市の気温は、おおむね平均 15 度であり、夏場の最高気温は 30～35 度前後、夜温は 20～25 度前後と日較差は大きくなく、年間降水量は、約 1,300 mm である。年間を通して温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれており、気候条件は国内の有名ぶどう産地とされる甲府市等にも劣らないものである。

降雪は年に 2～3 回程度、最低気温も -6 度を下回ることはなく、ぶどうの越冬にも問題ない。土質は関東ローム層における黒ボク土であり、施肥による pH（ペーハー）調整のみで大きな土質改良を必要とせず、ぶどうの栽培に適した土壌となっている。

(2) 人口

本市の人口は、昭和 63 年から平成 6 年頃まで、毎年 5～7%と全国上位の増加率を示していたが、増加率は徐々に減少し、国勢調査の結果では 2005 年（平成 17 年）の人口 75,735 人をピークに 2015 年（平成 27 年）における本市の人口は 70,734 人と減少傾向になっている。

年齢別人口をみると、平成 27 年の年少人口は 11%、生産年齢人口は 63%であり、いずれもその割合は減少傾向にある。一方、老年人口は増加傾向にあり、平成 27 年には 26%となっている。昭和 55 年には既に“高齢化社会”であったが、以降、老年人口の割合は

増加基調を加速させ、平成 17 年に“高齢社会”、平成 25 年に“超高齢社会”となり急激な高齢化が進んでいる。

(3) 産業

①農業

本市の基幹産業は農業である。北総台地の優良な農地に恵まれた、関東有数の畑作地帯であるとともに、落花生をはじめとした露地野菜や施設野菜・酪農等を中心とした畑作経営地帯としての作目は多様性に富み、農業産出額は千葉県内で上位に位置し、首都圏の食糧供給基地として発展している。しかしながら、この農業生産を担っている農業構造を見ると、都市化の発展とあいまった専業農家の兼業化や農業後継者不足、高齢化といった問題が顕在化している。

本市のぶどうについては、以前から農業生産者が栽培していたが、自家消費が多くを占めており、販売流通には至らず消費者の手まで届くことは少なかった。このような経緯から、本市のぶどうは生産量こそ多くはないが、色づきが良く、糖度、食味も良いことから、近年ではぶどう狩りや販売を始める事業者が現れるなど高い評価をいただいている。

また、「八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標において、安定した雇用を創出することを掲げており、地域産業の魅力化の推進や高付加価値農業の展開を具体的施策として位置づけている。このことから、本市のぶどうを新規性、将来性、市内活性化への活用等の視点から新たな特産品としてPRしているところである。

②商業

本市の商店は、その大半が市街地に位置し、JR八街駅を中心として、放射状に伸びた道路沿いに商店街を形成している。

本市の商業は、農作物の集積地として発展し、現在でも、主要作物の加工・販売業者が多いという特徴を残している。しかし、昨今では、近隣市町の商圈拡大及び大店立地法の規制緩和に伴って、市街地郊外に大型店舗が進出してきており、こうした動向に対処するため、中心市街地における商店街の活性化が急務となってきている。

③工業

従来は、地場産業である農産物加工工場を主体として、木材・木製品製造、縫製業などが中心であったが、近年では、金属製品、一般機械製造などの工場も増加してきている。

④観光

本市は、市域の多くが農地や山林で占められていること、また、都内や千葉市通勤者向けのベッドタウンとして発展してきた経緯から観光資源に乏しい傾向にあった。

しかしながら、近年、市内に愛犬と時間を共有できる日本最大級の複合型リゾート施設「小谷流の里 ドギーズアイランド」が開設されたことや「八街市観光農業協会」による観光農園等の影響により、本市の観光入込客数は、平成 26 年度の約 65,000 人と比較し、平成 30 年度には約 160,000 人と大幅な増加傾向にある。

また、本市としても新たな人の流れをつくるため、農業を核とした観光の促進、民間施設と連携した観光推進等を基本的方向として位置づけ、平成27年度より新たな試みとして、農業と観光の連携をキーワードに八街市観光農業協会と協力し、「農業体験ツアー」を開催するなど本市の農業への理解と「やちまた」ファンづくり活動に取り組んでいるところである。

(4) 規制の特例措置を講じる必要性

本市の農業が直面する最大の課題は、農業をいかに持続可能な産業として確立するかということに集約され、近年の農業が共通して抱える担い手不足、高齢化、農産物価格の低迷、生産資材の高騰、低迷する農業所得、また、これらの諸問題を起因とする遊休農地、耕作放棄地の増加が挙げられる。これらの諸問題を解決していくため、本市では、人口減少の抑制と地域経済の活性化を図ることを目的に「八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「農業体験インターンシップ事業」の実施、また、本市独自の農業振興策として「農業後継者育成支援給付金事業」や「環境保全型土づくり対策事業」などの各種施策を実施することにより、地域産業の魅力化や高付加価値農業の展開を推進している。

今後は、農業と観光を関連づける方策の一つとして、本規制の特例措置を活用し、地域の生産者・事業者がワインの製造に参入しやすくなる環境を整え、本市の新たな特産品であるぶどうを使用した唯一無二のワインの製造による付加価値の向上やブランド化を促進することにより、経営の安定化や市域内の経済の好循環、また、観光来訪の新たなニーズとなる農業を核とした観光分野の推進を講じる必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、生産者・事業者等と連携して、各種イベント等を通じて農産物の販促活動を行うなど、農業振興を通じて地域振興に取り組んできたところであるが、依然として農業所得の低迷や担い手不足、遊休農地や耕作放棄地の拡大など多くの課題を抱えている。

こうした状況を背景に、近年、ワイン用のぶどう栽培を始める生産者が現れ、栽培したぶどうを委託醸造し、八街産ワインとして市内及び近隣市の酒店などで販売しているが、将来的には自らが生産から醸造まで行い、また、自社ワイナリー内に直売所を開設し、ワインだけではなく、ジャムやアイスクリームなどの関連商品を販売することにより、本市の農業・観光分野の活性化に寄与することを希望している。本市では、これまでも八街産ワインをふるさと納税の返礼品とするなど新たな特産品としてのブランド化に向けて取り組んできたところではあるが、今回、規制の特例措置を活用することで、地域の新たな特産物であるぶどうを原材料としたワインの製造に参入しやすい環境を整えることで、6次産業化の取組を促進し、新商品の開発などの地域ブランドの創出及び新規就農者や新規参入事業者による遊休農地や耕作放棄地の活用が期待される。

また、市内の飲食店、ワイナリー内の直売所やそのほかの観光施設において、八街産ワインを提供することにより、本市のPRに繋げるとともに、観光分野の活性化を図る。

以上の理由により、本規制の特例措置を活用する意義は非常に大きいものと考えている。

6 構造改革特別区域計画の目標

本規制の特例措置を活用することで、本市の新たな特産物であるぶどうを原料としたワインの製造が比較的小規模な施設で可能となることから、初期投資額が大幅に削減され、多くの生産者や事業者が新たな事業機会として参入することが促進される。

このことにより、新規就農者の確保、所得向上による安定的な農業経営の実現、遊休農地や耕作放棄地の解消及び新たな産業や観光資源の創出を目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 農業振興

- ①八街産ぶどうのブランド化
- ②新規就農者の確保や担い手の確保
- ③農業所得向上による安定的な農業経営
- ④遊休農地や耕作放棄地の解消

(2) 産業振興

- ①新たな特産品として「八街産ワイン」の販売
- ②市内飲食店、商店、観光施設による販売、提供
- ③ワイン製造業と農業・商業・観光業などの異業種間の連携

(3) 観光振興

- ①新たな観光資源の創出
- ②農業体験やワイナリー見学による観光交流の活性化

(4) 地域振興（市関連事業との連携）

- ①農業体験ツアー事業との連携
ぶどう搾り体験やワイナリー施設の見学ツアーの実施
- ②農業・商業関連イベント（市産業まつり・落花生まつり等）との連携
各種イベントにおいて、販売店を出店し八街産ワインの試飲・販売の実施
- ③農業体験インターンシップ事業との連携
ぶどうの生産やワイナリー開設の希望者を受け入れ、就業体験の実施

【特産酒類の製造に関する目標】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特産酒類の製造事業者数	1件	1件	2件
特産酒類製造量	3k1	4k1	6k1

8 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

別紙

1 特定事業の名称

709（710，711） 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された果実（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

八街市の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において、地域の特産物として指定された果実（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した果実（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、地元特産物の6次産業化や高付加価値化につながるとともに、就農者の経営の安定化、新たな特産物・地域ブランドの創出が図られ、農業生産の拡大等や農業・観光の振興等の地域の活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。このため本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報・周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、

指導及び支援を行う。